

# 經濟建設常任委員長報告

委員長 五嶋 義行

経済建設常任委員会に付託されました案件の主なものについて報告します。

# 議案第83号 一令和2年度阿蘇市一般会計補正予算について

建設課所管分

委員より、「橋梁維持工事費として1,890万2千円が計上されているが、工事を実施する場所はどこか。」との質疑があり、建設課長から、「阿蘇市浄化センター前のみやま橋と、成川の成川新川橋の2橋です。」との答弁がありました。



## 工事中の成川新川橋

「使うのか」との質疑があり、課長から、「なります」との答弁がありました。

となりました」との答弁がありました。

住環境課所管分

委員より、「住宅管理費の修繕料として515万円が計上されている間施設でも不特定多数の方が利用される施設であれば、補助の対象

**委員**より、「住宅管理費の修繕料として515万円が計上されている

れているが、工事を実施する場所はどこか。」  
との質疑があり、建設

**課長**から、「阿蘇市淨化センター前のみやま橋と、成川の成川新川橋の2橋です。」との答弁がありました。

また、別の委員より  
「住宅・建築物アスベ  
スト改修事業補助金は  
民間施設が今回は対象  
となつてゐるが、民間  
の施設であつても公費

が、老朽化が進む住宅の修繕は、どのように計画しているのか。」

との質疑があり、住環境課長補佐から、「一

改善事業や国の補助等を受け、計画的に維持改修を行っていますが、それ以外の用途廃止や撤去等を検討している住宅につきましては、現在入居されている方々の生活を守るために、必要な部分のみを申し出に基づき対応しています。」との答弁がありました。

方々の生活を守るために、必要な部分のみを申し出に基づき対応しています。」との答弁がありました。

さらに、委員より、「老朽化が進む住宅の入居者には、一人暮らしへの高齢者もおられるこの方々の今後の住居確保に向け、手厚い保護と、要望へのきめ細やかな対応は可能か。」

との質疑があり、**課長**  
補佐から、「用途廃止



市當住宅

に入居されている方々の整理は重要課題である。特殊な形状をしたには、優先的に災害公

「當住宅への入居をご案内していますが、高齢の方々には資金面や体力的な部分に配慮しながら対応します。」との質疑があり、**土木部長**から、「不要となつた金

また、別の委員より、「市営新橋団地の一部の土地売払収入が計上されているが、市有地剥地等は、市全体の問題でもありますので庄内で検討し、積極的に売却や貸付けを行い、

予算確保に繋げたいと思思います。」との答弁がありました。

#### 観光課所管分

委員より、「阿蘇山上展望公園を整備する予算が計上されているが、景観確保のため、阿蘇山上神社と西巖殿寺奥の院の整備についても積極的な働きかけや支援ができないか。」との質疑があり、観光

課長から、「両施設を含む噴火口一帯は神格化しているとの見解もありますので、両施設に対し文化財産として捉えるなど何等かの手立てができるいか検討していきます。」との答弁がありました。

また、別の委員より

「市民の方から山上にトイレが無いとの話をよく聞くが、公園整備に合わせて設置に向け取り組みはできない

か。」との質疑があり、課長から、「このことは大きな課題として捉えており、現在検討を進めています。」との答弁がありました。

#### まちづくり課所管分

委員より、「一の宮中央駐車場精算機改修工事は、以前からの懸案事項となっていたバ

スの駐車料金の精算にも対応するのか。」との質疑があり、まちづくり課長から、「バスの精算機能は、既に確保している予算で対応します。今回の予算は、インターネットやセキュリティ関連の工事費用です。」との答弁がありました。

議案第89号「旧慣による公有財産の使用权の一部変更について、議案第90号「旧慣による公有財産の使用权の一部変更について」



一の宮中央駐車場精算機

寺奥の院の整備についても積極的な働きかけや支援ができないか。」との質疑があり、住環境

の質疑があり、出住宅の解体跡地など

で、車両の乗り入れを想定しておらず、また

小学生の送迎用駐車場として日常的に使用されていないかたため、立

ち入り禁止等の措置を執っていませんでした。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「民有地ならば勝手に使用し事故が発生した場合、その土地の所有者に損害賠償を求めるのはおかしい。保険会社から損害賠償金が支払われるため市の実損

以上のような審査を行いました。結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員より、「使用料は一括で納入されるのか。また、前払いなのか、若しくは後払いとなるのか。」との質疑があり、農政課長から、「使用料の収受の所管は財政課

議案第91号「和解及び損害賠償の額の決定について」

議員より、「和解の対象者の車両が破損し

た現場は、前もって立ち入り禁止にしておけば事故は発生しなかつたのではないか。」との質疑があり、住環境

の質疑があり、課長から、「過失割合については、同様の主張を保険会社へ長期間にわたり申し入れを行つてきました。しかしながら、保険会社の『市有地については市が管理責任を負い、また駐車場利用の常態化を鑑みれば対象者の過失責任も問えない』との見解

により、市の管理に瑕疵があつたと判断せざるを得ず、今回の示談に至ることになりました。」との答弁がありました。

以上のような審査を行いました。結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。